

令和4年3月3日

保護者 様

壱岐高等学校
校長 濱野 正義

携帯電話の所持・校内持ち込みについて

時下 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろより、本校の教育活動については格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通り、学校の方針をお伝えいたします。校内所持(持ち込み)を希望する場合は、以下の点をご承諾いただき、必要事項をご記入の上、各担任へご提出ください。

記

学校の方針

あくまで登下校時の生徒の安全確認のために必要と考える保護者による申請があった場合に認めるのであって、校内での使用は、これまで通り認めない。

携帯電話の校内所持(持ち込み)に関する規約

- (1) 携帯電話を登下校中に所持する目的は、家庭との連絡に限定する。
- (2) 携帯電話の破損・紛失・盗難・個人情報の漏洩等については、その一切を保護者の責任とする。
- (3) 携帯電話に関する様々なトラブルや問題行動に関しては、すべての保護者の責任において対応し、学校はその一切を負わない。
- (4) 校内では、携帯電話は電源を切り、カバンやバッグ等の中に入れ、使用しない。
- (5) 登下校中は、携帯電話はカバンやバッグ等に入れ、原則使用しない。
- (6) 原則、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしない。
- (7) 携帯電話の持ち込みについての学校のルール等が守れない場合、持ち込みを取りやめる等、学校の指導に従う。
- (8) 以下の場合、指定場所で使用許可時間に限定し使用できる。
指定利用場所は、セミナーハウス前または職員が指示した場所とする。
 - ① 放課後、保護者と緊急の連絡が必要な場合、セミナーハウス前で使用できる。
 - ② 生徒本人からの申し出があり、許可した場合、指定時間・指定場所で使用できる。
 - ③ 学校・職員が必要と認めた場合、指定時間・指定場所で使用できる。
- (9) 申請有効期限は、卒業年度の年度末までとする。

※本規約が改正された場合は、改正後の内容に従うこととする。

※この利用規約は、令和4年3月25日から施行する。

※「携帯電話持ち込み申請書及び承諾書」を提出することで、本利用規約を確認したこととみなす。

携帯電話持ち込み申請書及び承諾書

壱岐高等学校長 様

令和 年 月 日

年 組 番	
生徒氏名	(自署)
保護者等氏名	(自署)

携帯電話の校内への持ち込みを申請します。

ただし、学校の指導方針を踏まえ、以下の条件と確認事項を遵守し、保護者が責任をもって管理し、学校の責任を問わないことを誓約します。

持ち込みを認める条件

- (1) 携帯電話に関しては、保護者の責任において管理・監督すること。
- (2) 家庭でのルールを決め、保護者の責任において守らせること。

持ち込みを認める上での確認事項

携帯電話に関する様々なトラブルや問題行動に関しては、すべて保護者の責任において処理し、学校はその一切を負わない。

※(下線部の具体例)

- ・携帯電話の破損・紛失・盗難・個人情報の漏洩等
- ・インターネットを利用する際のトラブル(被害・加害を含む)
- ・SNS関係のトラブル(人間関係、プライバシー問題等。被害・加害を含む)

※携帯電話の持ち込みについての学校のルール等が守れなかった場合や、登下校時の事故、裁判・警察介入事例等が発生した場合は、持ち込み許可を全面的に見直す。

持ち込み申請有効期限

卒業年度の年度末までとする。